

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成21年12月15日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社千厩商業開発

イ 株式会社サンデー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 千厩ショッピングモールエスピア・サンデー千厩店 一関市千厩町千厩字東小田90番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成21年12月1日

2 届出年月日 平成21年11月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所